



中野区

文化・芸術事業

子ども育成

電子版はこちら（区 HP）



認定申請の手引き

事前相談  
受付期間

2024年6月3日(月)～7月5日(金)

【事前相談必須】

6月28日(金)までに申請書の案を作成し、文化振興・多文化共生推進係へ

【問い合わせ先】

中野区 区民部 文化振興・多文化共生推進課 文化振興・多文化共生推進係（8階窓口）

<電話番号> 3228-8863

<E-mail> [bunka-tabunka@city.tokyo-nakano.lg.jp](mailto:bunka-tabunka@city.tokyo-nakano.lg.jp)

# 目次

<b>1. 事業概要（1～3ページ）</b>	
1-1. 「子ども育成文化・芸術事業」の認定とは	1
1-2. 認定対象となる事業	1
1-3. 申請できる団体	2
1-4. 認定のメリット	3
<b>2. 事業認定の流れ（4ページ）</b>	
2-1. 流れのイメージ	4
2-2. スケジュール	4
<b>3. 申請（5～6ページ）</b>	
3-1. 申請に必要な提出書類	5
3-2. 実施計画書を作成する際の留意点	6
3-3. 申請書類の確認	6
<b>4. 審査（7～8ページ）</b>	
4-1. 事業の審査	7
4-2. 審査基準	8
<b>5. 認定の決定（9ページ）</b>	
5-1. 審査結果の通知	9
5-2. 会場利用料金の減額を受ける際の留意点	9
5-3. 認定前に支払った会場利用料金の還付	9
5-4. 認定の取消し	9
<b>6. 事業実施における留意点（10ページ）</b>	
6-1. アンケートの実施	10
6-2. 広報媒体作成時の留意点	10
6-3. 認定決定後の事業内容の変更・中止	10
6-4. 区の調査等	10
<b>7. 実施報告（11～12ページ）</b>	
7-1. 事業の報告	11
7-2. 実施報告書を作成する際の留意点	11
7-3. 報告内容の確認	12
7-4. 事業の評価	12
<b>8. Q&amp;A（12ページ）</b>	

## 1. 事業概要

### 1-1. 「子ども育成文化・芸術事業」の認定とは

区は、子どもが身近に文化・芸術に触れ、体験できる取組や環境づくりを進めています。その一環として、子どもの豊かな心の形成に資する文化・芸術の鑑賞・体験機会となる事業のうち、優れていると認められる事業を「子ども育成文化・芸術事業」として認定し支援します。

認定を受けた事業は、もみじ山文化センター（なかのZERO）、野方区民ホール、なかの芸能小劇場、中野区役所1階イベントスペース（愛称：ナカノバ）の利用料金が減額されるほか、区広報紙「ないせす」や区のSNSなどにより、区民へ周知されます。

### 1-2. 認定対象となる事業

子どもの豊かな心の形成に資する文化・芸術の鑑賞・体験機会となる事業のうち、実施者の実績や事業の創造性、波及効果などを総合的に審査し、優れていると認められる事業を対象として認定します（事業の営利・非営利は問いません）。

1団体1事業まで申請することができます。認定期間は、認定された年の年度末までとし、連続して3年度まで申請することができます。本年度は、3事業を認定する予定です。

【事業例】演劇ワークショップ、アートペイントワークショップ、音楽祭、楽器体験 など

**!** 事業を計画するにあたって、以下の点にご留意ください。

- (1) 2024年9月1日から2025年3月31日までに実施可能であること
- (2) 主たる参加者が中野区の子ども（おおむね0歳から18歳）であること
- (3) 主催団体が確実に会場を確保できること
- (4) 子どもの豊かな心の形成に資する事業であること（8ページの評価基準参照）

**!** 次に当たる事業は認定対象から除きます。

- (1) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- (2) 反社会的活動又は公序良俗に反する活動を目的とする事業
- (3) 前各号に定めるもののほか、認定することが適当でないと認める事業

## 1-3. 申請できる方

次の条件を満たす団体が対象です。ただし、適当でないと認めたものは対象外とします。

### (1) 団体

区民が自主的に組織する団体のうち次に掲げる要件をすべて満たすもの

- ア 直近3か年の間に1年以上中野区内で活動した実績を有すること
- イ 規約及び会員名簿等を有すること
- ウ 希望者が任意に加入又は脱退をすることができる等団体の運営が民主的に行われていること

### (2) 事業者

個人又は法人で、次に掲げる要件をすべて満たすもの

- ア 直近3か年の間に1年以上中野区内で活動した実績を有すること
- イ 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項の政治団体でないこと
- ウ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の宗教団体でないこと
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う団体でないこと
- オ 中野区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱（2010年中野区要綱第173号）に規定する指名停止措置を受けていないこと
- カ 公租公課を滞納していないこと

※2024年度「中野区シティプロモーション事業助成」の交付を受ける方は、本認定を受けることはできません。申請中に、「中野区シティプロモーション事業助成」の交付が決定した場合は、申請が取り下げられたものとみなします。

## 1-4. 認定のメリット

(1) 事業において利用する区有文化施設等の附帯料金を含めた利用料金を減額します。また、事業実施までに行う練習やリハーサルにおける利用も含まれます。

### ① 対象施設

もみじ山文化センター（なかのZERO）、野方区民ホール、なかの芸能小劇場、中野区役所1階イベントスペース（ナカノバ）

### ② 減額の内容

ア 認定評価が「優」の場合

80%減額（上限80万円）

イ 認定評価が「良」の場合

50%減額（上限50万円）

### ③ 事業評価による翌年度認定時の減額幅の増加

実施した事業が顕著な実績を挙げたと認められる場合は、次年度、同様であると認められる事業を申請し、認定された場合には、減額率を20%（上限20万円）上乘せします。

（例）次年度認定評価が「優」の場合 100%減額（上限100万円）

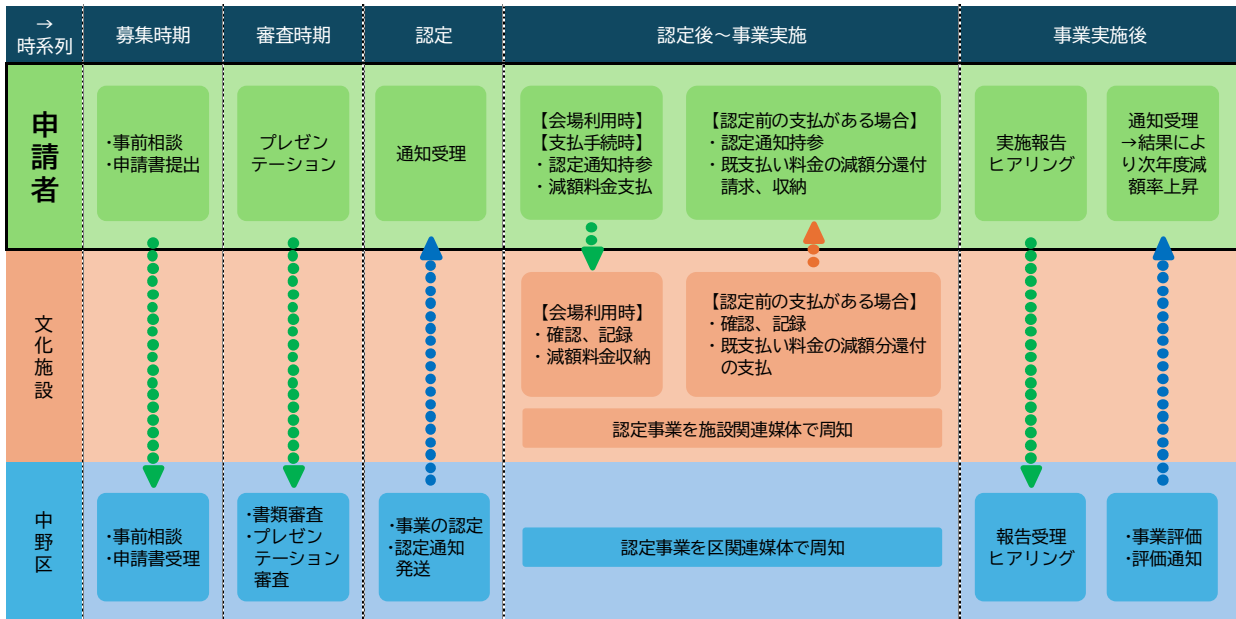
次年度認定評価が「良」の場合 70%減額（上限70万円）

## (2) 区及び指定管理者の情報媒体等による広報周知

区及び指定管理者のホームページやSNS、区広報紙「ないせす」により、区民に対し広く事業を周知します。

## 2. 認定事業の流れ

### 2-1. 流れのイメージ



### 2-2. スケジュール


月 日	内 容
2024年6月3日(月)	受付開始
6月9日(日)	説明会(1回目)実施 ※参加は任意 (時間:午前10時30分～(予定)、会場:中野区役所)
6月10日(月)	説明会(2回目)実施 ※参加は任意 (時間:午後7時00分～(予定)、会場:中野区役所)
6月28日(金)	事前相談受付期限
7月 5日(金)	申請受付期限
7月下旬	書類審査
8月17日(土)	プレゼンテーション審査 (時間:午後1時30分(予定)、会場; イベントスペース) ※オープンスペースでの公開プレゼンテーションとなります。
8月下旬	認定事業の決定、公表 ※認定後の会場利用は、利用の際に減額されます。また、認定前に認定事業で利用した会場利用料金は、減額分が還付されます。
事業終了後	事業報告書の提出、ヒアリング(別途連絡)

※説明会1回目と2回目は同一の内容です。

### 3. 申請

#### 3-1. 申請に必要な提出書類

提出いただいた書類はお返しできませんので、コピー等は必ず事前にお取りください。

提出書類	<p>(1) 子ども育成文化・芸術事業認定申請書(第1号様式)</p> <p>(2) 子ども育成文化・芸術事業収支計画概要書(第2号様式)</p> <p>(3) 子ども育成文化・芸術事業実施計画書(形式自由)</p> <p>※作成例はホームページ参照</p> <p>(4) 上記に加え、次の書類</p> <p>① 団体</p> <p>ア 会員名簿</p> <p>イ 団体規約</p> <p>② 事業者</p> <p>登記簿(3か月以内)又は直近の確定申告書の写し</p>				
配布場所	<p>区民部 文化振興・多文化共生推進課 文化振興・多文化共生推進係</p> <p>(8階窓口)又は区ホームページでダウンロード</p> 				
申請期間	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="212 1234 376 1570">事前相談 受付期間</td> <td data-bbox="384 1234 1431 1570"> <p><b>2024年6月3日(月)から6月28日(金)まで</b></p> <p>※申請は、事前相談を行わなければ受け付けられません。</p> <p>※申請書の案を作成し、来庁予定日を事前にご連絡の上、文化振興・多文化共生推進係にお越しく下さい。</p> <p>※電話での連絡だけでは事前相談になりませんので、ご注意ください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="212 1581 376 1765">書類提出 締め切り</td> <td data-bbox="384 1581 1431 1765"> <p><b>2024年7月5日(金)まで</b></p> <p>※ただし、土日休日を除く、午前8時30分～午後5時</p> <p>※担当窓口へ直接、提出して下さい。メール、FAX、郵送不可。</p> </td> </tr> </table>	事前相談 受付期間	<p><b>2024年6月3日(月)から6月28日(金)まで</b></p> <p>※申請は、事前相談を行わなければ受け付けられません。</p> <p>※申請書の案を作成し、来庁予定日を事前にご連絡の上、文化振興・多文化共生推進係にお越しく下さい。</p> <p>※電話での連絡だけでは事前相談になりませんので、ご注意ください。</p>	書類提出 締め切り	<p><b>2024年7月5日(金)まで</b></p> <p>※ただし、土日休日を除く、午前8時30分～午後5時</p> <p>※担当窓口へ直接、提出して下さい。メール、FAX、郵送不可。</p>
事前相談 受付期間	<p><b>2024年6月3日(月)から6月28日(金)まで</b></p> <p>※申請は、事前相談を行わなければ受け付けられません。</p> <p>※申請書の案を作成し、来庁予定日を事前にご連絡の上、文化振興・多文化共生推進係にお越しく下さい。</p> <p>※電話での連絡だけでは事前相談になりませんので、ご注意ください。</p>				
書類提出 締め切り	<p><b>2024年7月5日(金)まで</b></p> <p>※ただし、土日休日を除く、午前8時30分～午後5時</p> <p>※担当窓口へ直接、提出して下さい。メール、FAX、郵送不可。</p>				
提出先	<p>〒164-8501 東京都中野区中野4-11-19</p> <p>中野区 区民部 文化振興・多文化共生推進課</p> <p>文化振興・多文化共生推進係(8階窓口)</p> <p>電話：03-3228-8863</p>				

### 3-2. 実施計画書を作成する際の留意点

提出資料のうち、子ども育成文化・芸術事業実施計画書について、形式は自由となりますが、必ず以下の項目について、記述した資料にしてください。

#### (1) 申請者の実績

- ① 設立の目的・経緯（自己紹介）
- ② これまでの活動実績
- ③ 事業の主な出演者とその経歴、実績

#### (2) 事業の計画内容

- ① 事業の概要
- ② 実施体制
- ③ 実施までのスケジュール
- ④ 事業が子どもに与える効果、より身近に文化・芸術にふれてもらうための工夫
- ⑤ 多くの子どもに参加してもらうための周知活動
- ⑥ 事業の発展のための取組

上記のほか、「4-2. 審査基準」（8ページ）を参照し、事業の特徴をアピールできる計画書を作成してください。

### 3-3. 申請書類の確認

申請書類は、受付時（場合によっては後日）に確認いたします。また、確認の結果、申請できる要件に適合しない場合は、書類を返却させていただきます。

その他、受付後に確認すべきことが発生した場合は、申請書に記載の連絡担当者の方に連絡します。



## 4. 審査

### 4-1. 事業の審査

申請書類の受理後、以下の審査方法に基づき行います。

#### (1) 書類審査

3-1にある提出書類をもとに審査します。なお、認定予定数の2倍を超える（7団体以上の）申請があった場合、原則、書類審査でプレゼンテーション審査に進む6団体を決定します。

※書類審査の段階で不相当と判断され、認定不可となる場合もあるのでご了承ください。

#### (2) プレゼンテーション審査

事業内容の説明（プレゼンテーション）をしていただきます。パワーポイント等を活用して事業をアピールしてください。発表後、審査員による質疑を行います。

プレゼンテーション審査には必ず出席してください。出席できないと認定されません。

#### 【プレゼンテーション審査 日程】

○日 時

2024年8月17日（土） 午後1時30分～（予定）

○場 所

中野区役所新庁舎1階 イベントスペース（ナカノバ）

※詳細な時間等は、別途ご案内します。

※オープンスペースでの公開プレゼンテーションとなります。

## 4-2. 審査基準

下表の審査基準ごとに採点を行います。採点（30点満点）の結果、原則として合計20点以上の事業のうち、上位から事業を認定します。なお、審査基準1～5のうち、0点の項目が1つでもある場合は、合計点数が20点以上でも認定対象外とします。

審査基準		配点
1. 子どもの育成に対する貢献度		
①鑑賞・体験機会として質の高い文化・芸術を提供できるか。	5～0点	10～0点 ※0点の場合は 対象外
②子どもの感性、興味、創造性を刺激し、自発的な行動（アクション）を喚起する内容であるか。	3～0点	
③子どもがより身近に文化・芸術の魅力に触れることができる工夫がなされているか。	2～0点	
2. 事業実施者、演者等の実績		
①事業に携わる演者の経歴が高い文化・芸術の担い手として充分であるか。	3～0点	5～0点 ※0点の場合は 対象外
②実施者がこれまで子どもを対象とした事業において、顕著な実績を上げているか。	2～0点	
3. 事業の波及効果		
①多くの子ども、保護者の参加が見込める事業となっているか。	3～0点	5～0点 ※0点の場合は 対象外
②参加後の口コミや発信を意識し、広く一般の区民に効果を及ぼすことが期待できるか（SNS発信等も重視）。	2～0点	
4. 事業の実行可能性		
①計画全体（実施体制、事業計画、スケジュール等）が合理的かつ具体的であり、着実に実施することができるか。	3～0点	5～0点 ※0点の場合は 対象外
②自己努力による資金確保がされている等、実行可能な方法により的確に実施することができるか。	2～0点	
5. 将来における事業の発展性		
①アンケート調査などのフィードバックを行い、次回以降への発展へといかず試みがされているか。	3～0点	5～0点 ※0点の場合は 対象外
②今後の事業の方向性として、文化施設指定管理者との協働や指定管理者が行っているアーティストバンクへの登録などが見込まれるか。	2～0点	
合計		／30点

## 5. 認定の決定

### 5-1. 審査結果の通知

審査の結果は、申請者に「認定通知書（第3号様式）」又は「非認定通知書（第4号様式）」により通知し、事業名及び申請者名を区のホームページ等で公表します（認定されなかった事業名及び申請者名については、公表しません）。また、区民の方から認定された事業への問い合わせ等があった場合は、区から連絡担当者の方に連絡するか、連絡担当者の方の電話番号等を、問い合わせしてきた方にお知らせしますので、あらかじめご了承ください。

### 5-2. 会場利用料金の減額を受ける際の注意点

認定事業で利用する区文化施設等については、附帯設備利用料金も含め料金が減額されます。なお、認定後に施設の予約を行った場合は、減額後の利用料金をお支払いいただきます。

**必ず支払時に「認定通知書（第3号様式）」及び「会場利用状況記録簿」を提示してください。**提示がないと減額されませんのでご注意ください。なお、「会場利用状況記録簿」は、「認定通知書（第3号様式）」に同封いたします。

### 5-3. 認定前に支払った会場利用料金の還付

認定が決定される前にすでに認定事業について区文化施設等の利用料金を支払い済みの場合は、減額分の金額の還付を受けることができます。利用した施設の窓口で「**認定通知書（第3号様式）」**及び「**会場利用状況記録簿**」を提示し、利用した会場について申告してください。

### 5-4. 認定の取消し

次のいずれかに該当した行為があったときは、事業の認定を取り消し、認定により受けていた会場利用料金の減額分について支払っていただきます。

- (1) 申請内容に偽りがあったとき
- (2) 偽りや不正手段により、利用料金の減額を受けたとき
- (3) 認定事業の実績報告を怠ったとき
- (4) 認定事業が各種法令に違反したとき

※認定を取消した場合、申請者名、代表者名、事業名を区のホームページ等で公表します。

## 6. 事業実施における留意点

### 6-1. アンケートの実施

認定事業を実施にあたっては、参加者に対し事業の満足度や良かった点、悪かった点などについてアンケートを行ってください。また、集計したアンケート結果を実施報告書とともに提出してください。

### 6-2. 広報媒体作成時の留意点

認定された事業の広報媒体を作成するにあたっては、「中野区子ども育成文化・芸術事業」の認定を受けた事業であることを、次のとおり記載してください。

#### (1) 対象となる広報媒体

チラシ・パンフレット・ポスター・ホームページなど

#### (2) 表示（例）

「この事業は『2024年度 中野区子ども育成文化・芸術事業』の認定を受けています。」

### 6-3. 認定決定後の事業内容の変更・中止

認定決定後に事業実施日や事業内容を変更または中止する場合、「事業変更・中止申請書（第5号様式）」の提出が必要になる場合があります。申請書類に記載した事業の中止・変更等が決まりましたら、区の担当者に事前に相談のうえ、担当者の指示に沿って必要書類を提出してください。

### 6-4. 区の調査等

区は、必要に応じて、事業の実施状況について報告を求めるとともに、減額された施設利用が認定事業に関したものであるか調査することがあります。

調査の結果、減額の対象とされない施設利用が認められた場合は、減額した金額について、返還を求める場合もありますので、ご注意ください。

## 7. 実施報告

### 7-1. 事業の報告

事業終了後、すみやかに以下の実施報告書等を提出してください。また、提出後、実施した内容や効果についてヒアリングいたします（提出時に日程を調整させていただきます）。

なお、実施報告書等は、事業終了後30日以内（若しくは実施年度の3月31日のいずれか早い日まで）に必ず提出してください。

- (1) 子ども育成文化・芸術認定事業実施報告書（第7号様式）
- (2) 子ども育成文化・芸術認定事収支報告書（第8号様式）
- (3) 子ども育成文化・芸術認定事業実績報告書（形式自由）※作成例はホームページ参照
- (4) 子ども育成文化・芸術認定事業 会場利用料金状況記録簿のコピー
- (5) その他、事業内容がわかる資料（アンケート集計結果等を含む）

### 7-2. 実施報告書を作成する際の留意点

提出する書類のうち（3）子ども育成文化・芸術認定事業実績報告書は、形式自由となりますが、必ず以下の項目について、記述してください。

- (1) 実施事業の概要
  - ① 実施期間（準備期間含む）
  - ② 実施回数及び総参加者数
- (2) 事業の報告
  - ① 日時・会場・参加者数（特に子どもの人数）
  - ② 事業内容と参加者の反応、変化、参加者からの意見や感想※複数回行った場合は回ごとの結果を報告し、実施内容の詳細を報告してください。
- (3) 事業実施における工夫と効果
  - ① 子どもの育成の観点から行った工夫と効果
  - ② 多くの子どもに参加してもらうために行った工夫と効果
  - ③ 事業の改善と発展のために行った取組
- (4) 今後に向けた課題と取組、今後の事業の方向性
  - ① 事業を行う過程で出た課題と改善に向けた取組
  - ② 今後の事業の方向性

### 7-3. 報告内容の確認

実施報告書等の内容について、確認すべきことがある場合は、申請者の連絡担当者の方に連絡するとともに必要に応じ内容の修正をしていただくことがあります。

また、利用料金を減額した会場について、認定事業との関わりが認められない場合は、その会場利用料金の減額分について、支払いを求める場合があります。

### 7-4. 事業の評価

実施報告書及びアンケート結果報告書の内容及びヒアリングを踏まえ、認定事業の評価を「子ども文化・芸術認定事業評価通知書（第9号様式）」により通知します。評価結果により、次年度に同様であると認められる事業の申請をし、認定された場合の減額率が上がります（3ページ1-4（1）③参照）。

## 8. Q&A

Q 2024年9月1日から2025年3月31日までに実施する事業が対象とあるが、リハーサルや練習など、実施事業に関連した会場利用を9月1日より前に行っていた場合、減額の対象となるのか。

A なりません。会場利用料の減額は、9月1日以降の利用が対象です。9月1日以降であれば、リハーサルなどで利用した分も減額の対象となります。

Q 事業の認定前にすでに会場を予約し料金を支払っている場合は、認定後にその予約に対する減額分の料金は還付されるのか。

A されます。「認定通知書」を支払窓口で提示していただき、すでに利用料を支払った会場予約について申告していただければ、当該利用料における減額分を還付いたします。

Q 事前相談はオンラインでも実施してもらえるのか。

A オンライン会議でも対応可能ですので、個別に相談をお願いします(Microsoft Teams 推奨)。

Q 事業評価による翌年度認定時の減額幅の増加について、「顕著な実績」とあるが、「顕著」とは具体的にどのような実績なのか。

A 過去の実績などと比較し、また、当初の事業計画より参加者数や利用者の満足度が高いと考えられるものです。

Q 事業全体として、減額の対象となる施設以外の施設でも事業展開を考えているが、問題ないか。

A 文化施設（なかのZERO、野方区民ホール、芸能小劇場）、ナカノバ以外の施設については減額とはなりません、事業全体として他の施設を使用することは差し支えありません。

Q 中野区以外の区の子どもを参加者とした事業でも良いのか。

A 他の区の子どもを対象とすること、参加することは妨げないが、主たる参加者は中野区の子どもである必要があります。

Q 他の自治体で類似の助成等を受けて実施している事業であっても、申請に差し支えないか。

A 差し支えありません。

Q 参加数や事業の実施回数が多い事業の方が良いのか。

A 参加数や実施回数のみで判断するものではありませんが、「多くの子ども、保護者の参加が見込める事業となっているか」については審査基準の項目となります。

Q 区及び指定管理者の情報媒体等による広報周知は、いつから協力してもらえるのか。

A 8月下旬の認定事業の決定後に、周知の方法や媒体について個別にご相談をする予定です。